

第 49 回支部大会において、以下の 3 つの特別決議が採択された。

1. 「原発の再稼働に反対し、原発の廃止を求める」
2. 「学問の自由」「大学の自治」を尊重する大学政策の転換を求める
3. 憲法の旗を高く掲げ、「戦争法制」を葬り去ろう

大会決議（1）

原発の再稼働に反対し、原発の廃止を求める

原子力規制委員会の基準適合判定を受けて、関西電力が進めようとした高浜原発 3 号機と 4 号機の再稼働に対して、福井地裁の樋口英明裁判長は 4 月 14 日、原告の仮処分申請を認めて原発の運転差止めの決定を下した。決定の特徴は、先の大飯原発 3、4 号機の運転差止め判決の根拠に加えて、主電源・主冷却装置に基準地震動の耐震性能を求めない規制基準は合理性を欠くとして、審査行為そのものを退けた点にある。

一方、川内原発の再稼働差止仮処分申請に対して、鹿児島地裁の前田郁勝裁判長は 4 月 22 日、規制委員会の審査において専門家の審議で定められた規制基準に不合理な点はないとして、申請を却下した。

この判断の相違は、両裁判官の科学的・技術的限界の認識の相違に由来し、それはひとえに国民の安全に対する裁判官としての責任の自覚の有無によると言わなければならない。

関西電力は 4 月 17 日、仮処分に対する異議と執行停止の申し立てを行って再稼働を進めようとしている。私たちは、国民多数が望む脱原発社会の実現を目指し、全国の脱原発運動との連帯をはかりながら、原発の再稼働阻止に向けて更なる運動を展開するものである。

また、原発を運転するということは、10 万年を経てもなくなる核のゴミを生産するということである。わが国にはこれまでの運転で既に 1 万 7000 トンもの使用済み核燃料が溜っているにもかかわらず、政府と電力会社は、その処理方法も決めないまま原発の運転を再開しようとしている。私たちは、小さな島国日本に住む将来世代の安全を脅かす核のゴミ生産をこれ以上許すことはできない。政府と電力会社に対して原発の廃止を強く求めるものである。

大会決議（２）

「学問の自由」「大学の自治」を尊重する大学政策への転換を求める

大学の発展にとって、「学問の自由」と「大学の自治」という原則が不可欠であることは国際的に共通の認識である。日本国憲法も「学問の自由」を謳い、それを制度的に保障するものとして「大学の自治」が位置づけられてきた。しかるに、2015年4月1日から施行された「改悪」学校教育法及び国立大学法人法は、「学問の自由」や「大学の自治」を蹂躪する内容となっている。

遡れば、1991年代の「大学設置基準の大綱化」以降、大学は大きな変容を遂げてきた。それは、端的に表現すれば教育における規制緩和・市場主義と認識できよう。そして、2004年の国立大学・公立大学の「法人化」は、学長によるトップ・ダウンの大学運営を可能にしただけでなく、学内構成員による学長選出という手続きさえ奪ってきた。さらに大学運営に営利企業における経営手法が強引に導入されてきた。

2006年に「改悪」された新教育基本法は、第17条で「教育振興基本計画」について規定している。それにより、大学教育の内容そのものにまで、政府、文部科学省、財界の意向が働き、大学の自主性がさらに損なわれつつある。最近では、軍学共同、国立大学の入学式・卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱の「要請」、大学機能別分化などに見られるように、政府の思うとおりの大学づくりが強行されようとしている。

このように、今日の大学政策は、安倍晋三首相のもとで進む「戦争する国づくり」「世界で一番企業が活動しやすい国づくり」の一環に位置付けられようとしている。日本の大学はいま深刻な危機に直面していると言わざるをえない。このようなもとで改めて大学が市民社会に対して果たすべき責任を想起し、「学問の自由」と「大学の自治」のもつ重要性を確認する必要がある。

日本国憲法にもとづいた平和で豊かな社会を創造し、国民本位の「知識基盤社会」を実現していくうえで、大学が果たすべき役割は大きい。大学が市民社会に対する責任を果たすために、「学問の自由」「大学の自治」を尊重する大学政策への転換を求める。あわせて、市民社会とともに「学問の自由」「大学の自治」を守り、発展させていくために奮闘する決意を表明する。

大会決議（3）

憲法の旗を高く掲げ、「戦争法制」を葬り去ろう

安倍自公政権は、集団的自衛権の行使を認めたサム年7月の閣議決定を踏まえて、その実現に向けた関連法案「平和安全法制」を策定した。法案は、現行法10本をまとめてあらゆる事態で米軍を支援するための「一括法」と米軍主導のあらゆる多国籍軍への自衛隊派兵を可能にする新たな「恒久法」で構成されている。これらはすべて、自衛隊が海外で米国の戦争に参加し、軍事支援する法制であり、世界中どこでも米国の戦争に参加・支援する法制といえることができる。これはまさに日本を「戦争のできる国」につくりかえようとするものである。

日本国憲法はその九条で、戦争放棄と軍隊の不保持を定めている。そのため歴代の内閣は、自衛隊は日本の国土を防衛する「専守防衛」を任務とする部隊で「軍隊」ではない、と説明してきた。今回の安保法制はほどの角度から見ても自衛隊を海外で武力行使ができる「普通の軍隊」につくり変えようとする「戦争法制」そのものである。これは明らかな憲法違反である。

安倍首相は、4月29日の米国議会での演説で、日本の国会にまだ上程も審議もされていない「戦争法制」を夏までに実現すると述べ、事実上の対米公約を行った。その上で、安倍内閣は、この憲法違反の法案を今国会に上程し、数を頼んで一気に可決成立させようとしている。これを対米従属的・ファッショ的暴挙といわないでなんと呼べば良いのだろうか。

日本国民は、戦後一貫して平和憲法をわがものとするように不断の努力によって守り育て上げてきた。1960年の安保闘争では、自民党による日米安保条約の強行採決に反対する30万人を超える空前のデモが国会を包囲し、憲法擁護を訴えた。私たちは今こそ憲法の旗を高く掲げて、あの安保闘争を上回る運動で自公ファッショ政権を包囲し、憲法違反の「戦争法制」を葬り去ろうではないか。

2015年5月17日

日本科学者会議京都支部第49回支部大会